

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問29（情）第5号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求に係る行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、振込先口座に係る金融機関名、支店名及び預金種目（以下「金融機関名等」という。）を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年5月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成28年5月31日（火）に行われた『南朝鮮修学旅行説明会』に関する〇〇教育長が使用した全ての支出」に関する文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、タクシー使用簿（平成28年5月31日の使用分を含む。以下「本件使用簿」という。）及び〇〇（以下「本件法人」という。）からの請求書（平成28年5月31日の使用分を含む。以下「本件請求書」といい、本件使用簿及び本件請求書を「本件対象文書」と総称する。）を特定し、条例第10条第2号及び第3号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年5月31日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年6月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している本件審査請求の理由は、おむね次のとおりである。

本件使用簿は改ざんされており、理由にならない。また、黒塗り箇所は、「用務先」か自宅であり、他の記載からも「自宅」は「自宅」のみとしか記載がなく、全く不可解であるから、開示すべきである。

たびたび県民への背信行為を行いながら、何ら謝罪も反省も説明責任も果たさない〇〇の上記タクシー代は違法な支出であるから、全開示を求める。

本件請求書の記載方法について、実施機関は、「区間」の欄が統一されていないに過ぎないものである、使用日と記載する順番が前後することがあると説明するが、合理的理由はない。不正、疑問を生ずる原因となり開示を求めるのは当然である。

そもそも、一貫して担当部署責任者の意図的不誠実の結果、記録物を意図的に操作しようとの結果と判断せざるを得ない。

以上であり結論としては、本件対象文書において不開示とされた、口座番号以外の全開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求における「南朝鮮修学旅行説明会」を、平成28年5月31日に駐広島大韓民国総領事館（以下「韓国総領事館」という。）の主催で開催された「韓国修学旅行説明会」（以下「本件説明会」という。）と解し、本件請求を、本件説明会に関して、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が使用した全ての支出が記載された文書を求めるものであると判断した。そして、本件請求の対象となる文書として、教育長が本件説明会に出席するために使用したタクシー料金が記録されている本件対象文書を特定した。
- (2) 本件使用簿において、教育長の自宅の住所地を不開示とした理由は、次のとおりである。

条例第10条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定している。

条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）では、ここにいう「個人に関する情報」とは、「氏名、生年月日、年齢、住所、（中略）その他一切の個人に関する情報をいう。」とされている。したがって教育長の自宅の住所地は、条例第10条第2号本文にいう「個人に関する情報」に該当する。

そして、教育長の自宅の住所地が、条例第10条第2号ただし書イないしハの例外的に開示しなければならない情報に該当するかについて検討し、次のとおり判断した。

まず、教育長の自宅の住所地は、公にされておらず、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当しない。次に、教育長の自宅の住所地が、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」でないことは明らかであるから、同号ただし書ロに該当しない。さらに、教育長の自宅の住所地は、公務員個人の私事に関する情報であり、「その職務の遂行に係る情報」ともいえないから、同号ただし書ハにも該当しない。

なお、本件使用簿において、出発地又は帰着地が自宅である用務については、「区間」の欄に「自宅」と記載されているものと、教育長の自宅の住所地を記載しているものがあるが、これは単に記入方法がそこまで統一されていないというに過ぎないものである。

さらに付言すると、本件使用簿は、タクシーチケットにあらかじめ付された一連番号（「NO」の欄の連番）の順番によって記入するという取扱いになっているが、タクシーチケットは、使用予定者あらかじめ複数枚手交されることがあり、必ずしもこの一連番号の順に使用するものではないことから、本件使用簿の「月」「日」の欄に記載の日付とタクシーチケットに付された番号とが前後することがある。

- (3) 本件請求書において、本件法人の振込先の金融機関名等、口座番号及び本件法人の代表者の印影を不開示とした理由は、次のとおりである。

条例第10条第3号本文は、不開示情報として、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

解釈運用基準では、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、「経営方針、経理、人事、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるもの」としている。

本件法人の振込先の金融機関名等、口座番号及び本件法人の代表者の印影はいずれも、経理に係る事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、取引関係にない第三者にまで広くこれを公開することを予定されているとはいえず、これらの情報を広く開示することは、本件法人の事業運営に不利益を与えるものといえる。

したがって、本件法人の振込先の金融機関名等、口座番号及び本件法人の代表者の印影は条例第10条第3号本文に該当し、また、これらの情報がいずれも同条ただし書の規定により例外的に開示することとされている「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当しないことは明らかである。

- (4) 以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件説明会に関し、教育長が使用した全ての支出についての文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件使用簿及び本件請求書を特定し、本件使用簿においては教育長の自宅住所を、本件請求書においては、本件法人の振込先の金融機関名等、口座番号及び代表者の印影を不開示とする行政文書部分開示決定を行った。

これに対して、審査請求人は、振込先の口座番号以外の全ての情報、すなわち、教育長の自宅住所並びに本件法人の振込先の金融機関名等及び代表者の印影を開示すべきであると主張している。このため、以下、これらの情報の条例第10条第2号及び第3号の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

当審査会において本件使用簿を見分したところ、不開示とされた部分には、タクシーチケットを使用した区間として、町名の一部（以下「本件不開示情報1」という。）が記載されており、当審査会から実施機関に対して確認したところ、本件不開示情報1は、教育長の自宅住所の一部であり、住所の全てではないものの、教育長自身の生活拠点となる具体的な地域を示す情報である。このため、本件不開示情報1は、条例第10条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に該当すると認められる。

次に、本件不開示情報1の同号ただし書該当性について検討する。

実施機関によれば、教育長の自宅住所は公にされていないということであり、当審査会においても、広島県教育関係職員録の内容を見分したところ、教育長の自宅住所に関する記載はないことから、本件不開示情報1は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、同号ただし書イには該当しないものと認められる。

さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められないほか、教育長は特別職の地方公務員であるため、同号ただし書ハの該当性を検討する必要があるが、公務員等の自宅住所は当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないため、同号ただし書ハにも該当しないものと認められる。

よって、本件不開示情報1は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

当審査会において本件請求書を見分したところ、本件処分で不開示とされた振込先の欄には、複数の金融機関名等（以下「本件不開示情報2」という。）及び口座番号が記載されていた。また、本件法人の住所、会社名及び代表者職氏名の上に、会社印とともに、代表者印が押印され、当該代表者印の印影（以下「本件不開示情報3」という。）が不開示とされていた。

一般に、法人が保有する金融機関の口座に関する情報及びその代表者印は、第三者に知られれば悪用のおそれもあることから、いわゆる内部管理情報であって、これを明らかにする相手方等については自ら管理すべきものといえる。

特に、法人の代表者印の印影は、通常、登記所に対して提出され、契約書等において当該法人としての行為の真正性を証するものであり、また、代表者印の印鑑の証明書の交付を受けることのできる者は限られていることから、広く公になることが予定されていない情報であるといえる。

まず、本件不開示情報2に関しては、請求代金の決済の際、請求の相手方に対してのみ明らかにするものとも解せられるが、本件請求書の書式は、実施機関が本件法人に対して特に指示したのではなく、実施機関に対する請求に限り使用されているものではないこと、また、本件法人の業態からして、その契約の相手方は不特定多数であり、新規の契約の相手方も随時発生しうることから、本件法人は、振込先の金融機関の情報を内部限りににおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させ、振込先の金融機関の情報を請求書に記載して多数の契約の相手方に交付することにより、周知されることを容認しているものと認められる。

また、当審査会において調査したところ、本件法人のウェブサイトにおいて、新規顧客向けのタクシーチケットの申込用紙が掲載されていることが、一般に容易に検索することができ、当該申込用紙には、支払時の振込先として、本件不開示情報2と同じ内容が記載されていた。

上記の状況を総合的に判断すれば、本件法人は、振込先の金融機関の情報を広く知られ得る状態で管理しているものと認められる。

よって、本件不開示情報2は、公にすることにより、本件法人の事業運営に不利益を与えるものとは認められず、条例第10条第3号の不開示情報に該当しない。

次に、本件不開示情報3については、本件請求書が本件法人による正当な請求書であることを証するために押印されたものと認められる。また、請求の相

手方以外の者にまで広く知れ渡ることを本件法人が容認しているという特段の事情は認められないため、本件不開示情報3を公にすると、本件法人の事業運営に不利益を与えるものと認められる。

また、例外的に開示とする条例第10条第3号ただし書に規定する情報に当たらないことは明らかである。

よって、本件不開示情報3は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------------|--------------|
| 29. 10. 26 | ・ 諮問を受けた。 |
| 30. 6. 22 (平成 30 年度第 2 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 30. 7. 20 (平成 30 年度第 3 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

| | |
|----------------------|-------------------|
| 兒 玉 浩 生 | 弁 護 士 |
| 日 山 恵 美 | 広 島 大 学 大 学 院 教 授 |
| 山 田 健 吾 (部 会 長) | 広 島 修 道 大 学 教 授 |